

愛媛県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金 実施要綱

（目的）

第1条 本事業は、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知。）（以下「国の実施要綱」という。）に基づいて、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とする

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

（事業内容）

第3条 県は、国の実施要綱に基づいて、基準月において処遇改善加算を算定しており、かつ職場改善等に向けた取組の実施を計画又は既に実施している事業者に対して、福祉・介護職員（事業所において、福祉・介護職員以外の職員を対象に加えることも可能とする。）の処遇改善及び職場環境改善を実施するために要する費用を、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。